

大阪市告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

大阪市長 横山 英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年2月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
上大和橋西道頓堀線	中央区宗右衛門町7番先	マガジンラック
清水町線	中央区東心斎橋1丁目17番先	石
中橋筋線	中央区宗右衛門町2番先	プランター（6点）
中橋筋線	中央区宗右衛門町5番先	プランター（3点）
中橋筋線	中央区東心斎橋1丁目8番先	プランター
中橋筋線	中央区東心斎橋1丁目8番先	植木鉢（10点）
中橋筋線	中央区東心斎橋1丁目8番先	ポール（チェーン付）
中橋筋線	中央区東心斎橋1丁目15番先	柵（金属製）（2点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目3番先	石（2点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目4番先	ブロック（れんが造） （4点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目4番先	板（金属製）（2点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目4番先	台（広告旗）（2点）
中橋筋線	中央区東心斎橋2丁目6番先	柵（金属製）（2点）

玉造西九条線	中央区東心斎橋 1 丁目 6 番先	柵（金属製）（2 点）
玉造西九条線	中央区東心斎橋 1 丁目 15 番先	プランター（2 点）
玉造西九条線	中央区東心斎橋 2 丁目 1 番先	柵（プラスチック製） （2 点）
玉造西九条線	中央区東心斎橋 2 丁目 8 番先	置き看板

（建設局総務部管理課）